

大分市感染症予防計画（策定概要）

1 計画改定の趣旨

- 令和6年4月に施行される改正感染症法により、新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえ、国の「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（国指針）」及び大分県感染症予防計画の改定に即し、大分市感染症予防計画を策定（全12章構成）し、次なる新興感染症の危機に備える。

2 計画の位置づけ

改正感染症法第10条に基づき保健所設置市が感染症対策に取り組むための計画

3 計画の期間

令和6年度～終期不定
〔原則、国指針の改定（6年毎）に連動見直し〕

4 協議の体制 「大分県感染症対策連携協議会」

県医師会、県薬剤師会、県看護協会、県獣医師会、高齢者施設等の関係団体、大分大学、大分市、市町村、検疫所、教育機関等 [22人]

5 計画の内容、数値目標

- 市は、平時から感染症の発生及びまん延の防止に重点を置いた事前対応型の行政に取り組む。また、保健所を「本市における感染症対策の中核機関」と明確に位置づけ、体制整備及び人材の育成等に計画的に取り組む。…改正地域保健法に伴う対応も必要
(○:策定義務あり △:策定努力義務あり ■:策定義務なし)

章	章 の 略 称	章の正式名称
1	基 本 的 方 向	■ 感染症の予防に関する基本的な方向
2	知 識 ・ 人 権	△ 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項
3	予 防・まん延 防 止	△ 地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項、感染症及び病原体等に関する情報収集、調査、検査、分析、研究及び公表に関する事項
4	検 査 体 制	○ 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
5	医 療 体 制	■ 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項 【※県予防計画を引用】
6	療 養 環 境	○△法に規定する新型インフルエンザ等感染症又は新感染症の外出自粛対象者の療養生活に係る環境整備に関する事項、宿泊施設の確保に関する事項
7	移 送 体 制	○ 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項
8	総 合 調 整	■ 法の規定による総合調整又は指示の方針に関する事項 【※県予防計画を引用】
9	緊 急 時 施 策	○ 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策（国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項
10	保 健 所 体 制	○ 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項
11	人 材 養 成	○ 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
12	数 値 目 標	○ 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項

- 直近実績である「新型コロナウイルス感染症」に関するこれまでの経験等を踏まえ、「数値目標（入院病床、発熱外来、検査の実施能力等）」を定める。
○ 新興感染症の発生に備え、感染症対策連携協議会を基軸に関係団体・医療機関・大学等と連携し、医療・検査体制を迅速に整備する。

「12 数値目標」に定める目標項目	入院病床(床) 〔指定・第一種協定指定医療機関〕	発熱外来(機関) 〔第二種協定指定医療機関〕	検査の実施能力 〔学官連携〕	人材の養成(研修・訓練)回数	
				保健所	医療機関
目標値 (発生公表後6か月までの対応)	大分市:215床 (県全体:525床)	大分市:174機関 (県全体:400機関)	県全体:1,100件	[平時] 年1回以上	[平時] 年1回以上